

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- (3) 販売時に、不必要な音や光を発したり、懸賞付き等の機器でないこと。
- (4) 計量法に基づく適正な（有効期限が切れていない）電気計器（子メーター）を設置すること。
- (5) 自動販売機は「災害救援ベンダー」とし、緊急災害時に自動販売機内の在庫商品が無償で提供すること。（緊急災害時とは、地震、台風、暴風、洪水、その他の甚大な自然変異等がライフラインに影響を及ぼし、生徒・職員や周辺住民に緊急に食糧、飲料が必要となる状況をいい、別途協定書等を締結し運用するものとする。）

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料、パンとし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

設置場所には、清涼飲料水 3 台、牛乳等の飲料 1 台、パン 1 台を設置すること。

飲料については缶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器とし、パンについては密閉包装されたものとする。

なお、学校であるため、生徒の健康等も考慮し、商品の具体的な構成については、学校との協議によること。（炭酸系飲料については微炭酸のものとする）

- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）未満とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで漏電がないようアース線を接続するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、落札事業者の責任において対応すること。
- (7) 災害救援ベンダー型自動販売機である旨を自動販売機の前面に明記し、甲に使用マニュアルを提出すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。